

令和5年度ICT導入計画書

1.事業所情報

法人名	社会福祉法人〇〇会		
事業所名	特別養護老人ホーム△△		
事業所番号（10桁）	4600000000		
事業所住所（〒）	890	-	8577
〃	鹿児島県 鹿児島市鴨池〇〇		
サービス種別	介護老人福祉施設		
※職員数（人）	50		
担当者名	〇〇〇		
連絡先	000-000-0000		
メールアドレス	〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇		

※介護予防サービスは、介護サービス種類に含める。

※職員数は計画書作成時点の常勤換算した職員数を記載してください。

2.導入予定機器等について

種類	製品名等	導入等年月日	金額（円）
①介護ソフト	〇〇システム	R5.10	990,000
②介護ソフト改修（LIFE連携等）			
③情報端末			
④通信環境機器等			
⑤保守経費等			
⑥その他			
	計		990,000

※補助を希望するICTについて記載し、**カタログと見積書（あれば納品書、領収書、契約書）**を添付してください。

※当補助金は介護ソフト（記録、情報共有、請求業務が一気通貫となっているもの。居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等についてはケアプラン標準仕様を実装しているもの。）の導入が前提です（不明な場合はメーカーに確認してください）。①、②以外のICTの補助を希望する場合は、導入している介護ソフトの**カタログや使用画面のスクリーンショット**を添付してください。

※保守サービス費、リース料、月額払いのものは導入初年度の3月末までが補助対象になりますので、**一月あたりの単価×導入から3月までの月数で計算した金額**を記載してください。

※据置型のパソコン、プリンター、サーバーは対象外です。

3.導入する意義・目的

<p>・訪問スタッフに介護ソフトをインストールしたタブレット端末を携帯させ、介護記録をタブレット端末で行い、入力したデータを情報共有や請求業務に活用し、介護記録を転記することがないようにし、業務の効率化を図る。</p>

4.導入により達成すべき目標・期待される効果

<p>【目標】 ・一人あたりの間接業務の時間（移動や書類の記入など、直接ケアにあたらぬ時間）を一月単位で60分短縮する。 ・サービス提供記録、アセスメント結果やモニタリングに関する記録等の書類を1月単位で6割削減する。</p>	<p>【効果】 ・介護記録の転記をなくすことで、職員に余裕が生まれ、専門業務に専念する時間が増える。</p>
---	--

5.補助率について

(1) 希望する補助率について			
1/2		3/4	○

(2) LIFEへの情報提供		
LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータを提供している又は提供を予定している。		○
(3) データ連携関係		
「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定している。（異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用表票のデータ連携を想定）		○
連携先の事業所名（予定含む）	カゴシマ居宅介護支援事業所 特老カゴシマ ヘルパーステーションかごしま	
(4) 文書量の削減		
文書量の半減を実現予定である。	○	
「○」の場合は、具体的な削減内容（文書の種類や枚数等）を記入	介護報酬請求に係る文書（サービス提供表：〇〇枚，介護給付費明細書：〇〇枚）を削減する。	

※ (1) については、「1/2」または「3/4」のどちらかを選んでください。

※ (1) で「3/4」を選択した場合、(2)～(4)への進んでください。
(2)～(4)のいずれかが「○」の場合に補助率が四分の三となります。

※ (2) 「LIFEへの情報提供」について、LIFEの利用申請の受付ハガキ、若しくはメールの写しを添付してください。

※介護ソフトが「LIFEへの情報提供」、「データ連携」の仕様を実装していることがわかる資料（カタログ等（ない場合はメーカーへの聞き取りメモ（確認日、メーカー及び担当者名、「〇〇について実装していることを確認」等記載）でも可）を添付してください（データ連携については、ケアプラン標準仕様を想定）。

6.誓約事項 ※すべてに○が付くことを補助要件とします。

○	「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」及び「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」並びに「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組み、「7. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表」に基づき、導入計画を作成すること。
○	「科学的介護情報システム（Long term care Information system For Evidence LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
○	タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。
○	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★★★二つ星」のいずれかを宣言すること二つ星のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第60版」を参考にすること。
○	「7. 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表」に基づき、導入効果の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。
○	ICTの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
○	上記誓約内容に相違ありません。